

『漢書』百官公卿表訳注稿 (八)

『漢書』百官公卿表研究会

大川俊隆 門田 明 村元健一 吉村昌之 米田健志

二九、爵

原文

爵 (1)。一級曰公士 (2)、二上造 (3)、三簪褭 (4)、四不更 (5)、五大夫 (6)、六官大夫 (7)、七公大夫 (8)、八公乘 (9)、九五大夫 (10)、十左庶長、十一右庶長 (11)、十二左更、十三中更、十四右更 (12)、十五少上造、十六大上造 (13)、十七駟車庶長 (14)、十八大庶長 (15)、十九關内侯 (16)、二十徹侯 (17)。皆秦制 (18)、以賞功勞。徹侯、金印紫綬。避武帝諱、曰通侯、或曰列侯。改所食國令・長名相 (19)。又有家丞・門大夫・庶子 (20)。

訓読

爵 (1)。一級は公士と曰う (2)、二は上造 (3)、三は簪褭 (4)、四は不更 (5)、五は大夫 (6)、六は官大夫 (7)、七は公大夫 (8)、八は公乘 (9)、九は五大夫 (10)、

十は左庶長、十一は右庶長 (11)、十二は左更、十三は中更、十四は右更 (12)、十五は少上造、十六は大上造 (13)、十七は駟車庶長 (14)、十八は大庶長 (15)、十九は関内侯 (16)、二十は徹侯 (17)。皆な秦制にして (18)、以て功勞を賞す。徹侯は、金印紫綬。武帝の諱を避け、通侯と曰い、或いは列侯と曰う。食む所の国の令・長を改めて相と名づく (19)。また家丞・門大夫・庶子あり (20)。

現代語訳

爵 (1)。一級は公士 (2)、二級は上造 (3)、三級は簪褭 (4)、四級は不更 (5)、五級は大夫 (6)、六級は官大夫 (7)、七級は公大夫 (8)、八級は公乘 (9)、九級は五大夫 (10)、一〇級は左庶長、一一級は右庶長 (11)、一二級は左更、一三級は中更、一四級は右更 (12)、一五級は少上造、一六級は大上造 (13)、一七級は駟車庶長 (14)、一八級は大庶長 (15)、一九級は関内侯 (16)、二〇級は徹侯という (17)。

いずれも秦の制度であり(18)、それで功勞を賞する。

徹侯は、金印紫綬である。武帝の諱を避けて、通侯あるいは列侯という。所領である国の令・長を相と改名した(19)。

また属官として、家丞・門大夫・庶子がある(20)。

注釈

(1) **補注** 錢大昭がいう。公士から公乘までは、民の爵である。生前は爵等で禄が定まり、死後は爵等で諡号を定めた。一般に民に爵を賜うというのは、このことである。

五大夫から徹侯までが、官の爵である。卷一〇・成帝紀、永始二年(前一五)の詔に「吏民が義によって貧民を収容し食事を与え、(中略)、その額が百万錢以上であれば、爵右更を加賜し、吏になりたい者は、三百石の吏に任せよ」とある。これは、爵が一四級に至れば三百石の吏に相当したのである。これに準じて推測すると、九級の五大夫は比百石に相等し、一〇級の左庶長は百石に相等し、一一級の右庶長は比二百石に相等し、一二級の左更は二百石に相等し、一三級の中更は比三百石に相等した。だからこれを官爵と呼ぶのである。武帝の時に、また武功爵があったことは、卷二四下・食貨志下に見える(以上、『漢書弁疑』卷九)。

考証 爵とは、『漢旧儀』下に「禄位である」とある。

漢代の爵制は、商鞅変法によって創設された秦の制度を

継承したものであり、以下本文に記されるように全部で二〇の爵位が存在したため、他の時代の爵制と区別して「二十等爵」と呼ばれる。秦の爵制では本来、戦場で軍功を挙げた者、すなわち敵の首級一級を取った者に爵一級が与えられたのであり、漢代においてもこの原則に変わりはない。ただし漢代では軍功とは関わりなく平時における国家の慶事に際して、皇帝の恩徳を民に施すということ、一五歳以上の一般男子に爵が与えられ、これを民爵という。第一級公士から第八級公乘までが民爵である。一般民で、賜爵の機会が多くて第八級を越えるような場合は、百官志五・劉昭注に引く劉劭『爵制』(以下、『爵制』という)に「子もしくは兄弟に分与することができる」とあり、また『後漢書』卷二・明帝紀、中元二年(後五七)の条に「子もしくは兄弟・兄弟の子に分与することができる」とある。しかし、従来の研究では、関内侯以下の爵ではその世襲は否定されてきた[「守屋美津雄 一九五七」。「二年律令」では、爵位を継承する者(爵後という)の爵位は、その死が病死か公務による死亡かで相違したが、徹侯と関内侯以外は数等低い爵が与えられたことがわかった。「宮宅潔 二〇一一」は、「爵後とされる子男がいなければ娘や父母が爵を襲うことを認め、その継承順位を規定する。ただし、子息以外への継承が認められるのは、あくまで有爵者が公務に殉

じた場合」で、病死の場合は「嫡出・庶出の子息に限られた」とする。

錢大昭がいう「生前は爵等で禄が定まり、死後は爵等で諡号を定めた」というのは、『漢旧儀』からの引用である。また、「爵一四級は三百石の吏に相当した」以下の爵と吏の比定は誤っている。これは成帝永始二年の時のものであり、一般化できない。漢代では秩六百石の吏にしてはじめて五大夫の爵を与えられた「西嶋定生 一九六一」。

また錢大昭がいう武功爵とは、武帝の時、匈奴討伐の戦費不足を補うため、特別に設けた売爵制度のことである。卷二四下・食貨志下及びその臣瓚注に引く『茂陵中書』によれば、一一級あり、一級は造士、二級は閑輿衛、三級は良士、四級は元戎士、五級は官首、六級は秉鐸、七級は千夫、八級は樂卿、九級は執戎、十級は政戾庶長、一一級は軍衛という。五級の官首を買った者は、試みに吏に補せられ、まず除せられた。千夫を買った者は、二十等爵の第九級の五大夫と同等の待遇を受け、罪を犯せば二等を減ぜられる特典があった。買爵で至ることができるのは八級の樂卿までで、軍功の大きい者は侯卿大夫に、小さい者は郎に補任するとある。

「二年律令」の賜律に二十等爵がみえ、それによると「関内侯以上は二千石に比^をらえ、卿は千石に比^をらえ、五

大夫は八百石に比^をらえ、公乗は六百石に比^をらえ、公大夫・官大夫は五百石に比^をらえ、大夫は三百石に比^をらえ、不更は有秩に比^をらえ、簪褭は斗食に比^をらえ、上造・公士は佐史に比^をらえる」(賜律二九一〜二九二)とある[張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 二〇〇一]「富谷至二〇〇六」。

また、同、戸律・置後律・傳律にも二十等爵に関わる記述がみられる。

(2) **注** 顔師古がいう。爵位の授与があることをいう。そこが一般士卒とは異なっており、だから公士と称するのである。

補注 王先謙がいう。公士は、功臣表には全部で三二例がある。

考証 公士とは、『漢旧儀』下に「国君の列士となる者」とある。『爵制』には「歩卒で爵ある者を公士とする」とある。

公士の例は、卷一六・高惠高后文功臣表に三二例、卷一七・景武昭宣元成功臣表に一例がみえる。

顔師古がいう一般士卒とは、兵役によって民衆から徴発され、かつ爵位のない者のことである。『漢旧儀』下に「無爵を士伍と為す」とある。居延漢簡の中にも「士伍」の例がみられる。たとえば五〇・一五簡には「戍卒、趙国邯鄲邑中陽陵里、士伍、趙安世。年三十五」とある

〔謝桂華 一九八七〕。

(3) 〔注〕 顔師古がいう。造とは、成るの意であり、上位への任命が成されるということである。

〔補注〕 王先謙がいう。鼂錯が、民に穀物を辺境に運び入れさせ、六百石であれば爵上造とするように請うたことが、卷二四上・食貨志上にみえる。また、上造は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で一・二例がある。

〔考証〕 『漢旧儀』下に「兵車に乗る」とある。また『爵制』に「二爵は上造と曰う。一造は、成るの意である。古は士(下級官吏)となつて司徒府の名簿に登録された者を造士という。(漢代の造士は)この名称に因んでいるけれども、皆な歩兵のことである」という。食貨志上の史料は、注(15)〔考証〕を参照のこと。

(4) 〔注〕 顔師古がいう。組みひもで馬に帯びさせるものを裊という。簪裊とは、これを馬に飾ることをいう。裊の音は、乃了の反。

〔補注〕 王先謙がいう。官本(武英殿本)の注には、「裊音乃了反」という末の五字はない。簪裊は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で一・二例がある。

〔考証〕 『爵制』に「四頭立ての馬車を御する者である。要裊とは、古の名馬である。四頭立ての馬車を駕する様子はその形が簪かざしに似ている。だから簪裊という」とする。「裊」の本字は「裊」であり、『説文解字』八上に「裊は、

組みひもで馬に帯びさせるもの。衣すがに从い馬に从う」とある。

岳麓書院藏秦簡『数』(一一二+一二三)に、爵として「大夫・不更・走馬・上造・公士」が確認できる[朱漢民・陳松長 二〇一一]。また、張家山漢簡『奏讞書』(一一一、二一五)にも「走馬」の例がみえ[張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 二〇〇二]、前漢初期以前には、「簪裊」の別名として「走馬」があったと思われる。『論衡』謝短篇に「名づけて簪裊・上造というのは何の意味か」といつており、「陳直 一九七九」は、「簪裊」の二字は後漢初期にはすでに解釈し難くなっていたとしている。

(5) 〔注〕 顔師古がいう。更卒の事に与らないことをいう。更の音は、工衡の反。

〔補注〕 沈欽韓がいう。爵五大夫以上は、更徭(輪番での力役)に与らないからである。顔師古の説は誤りである(以上、『漢書疏証』卷五上)。

王先謙がいう。不更は、『春秋左氏伝』成公一三年の伝に見える。また卷一六・高惠高后文功臣表には全部で八例がある。

〔考証〕 更卒とは、輪番で毎年一か月ずつ郡県の雑役を給する兵卒をいう。『漢旧儀』卷下に「一車四馬をつかさどる」とし、『爵制』には「不更とは、車の右にある者

で、またすべての更卒と同じではない」とある。名称の由来は不明だが、秦に不更の爵があったことは、『商君書』境内篇に見えるほか、注(4) **考証**により明らかである。不更の例は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で九例がある。

(6) **注** 顔師古がいう。列位は、公・卿・大夫・士の大夫に準じる。

補注 王先謙がいう。大夫は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で二〇例ある。

考証 『漢旧儀』卷下に「一車をつかさどり、三十六人を属する」とある。『爵制』には「大夫は、車の左にある者」とする。大夫の例は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で二三例がある。

(7) **補注** 王先謙がいう。官大夫は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で二例ある。

考証 『漢旧儀』卷下に「車馬を領する」とある。『爵制』では、五大夫のところに「九爵は五大夫である。皆軍吏である」とあり、第五級の大夫から第九級の五大夫まではすべて軍吏であるとしている。

(8) **注** 顔師古がいう。(大夫の上に)官公を加えるのは、やや尊いことを示す。

補注 沈欽韓がいう。秦の爵では、公大夫以上には、令や丞が対等の礼をする。その爵が第七品であることから

七大夫ともいうことは、卷三九・曹参伝、卷四一・夏侯嬰伝、同・灌嬰伝に見える(以上、『漢書疏証』卷五上)。
王先謙がいう。公大夫は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で三例ある。

考証 『漢旧儀』卷下に「行伍の兵を領する」とある。沈欽韓が「秦の爵では、公大夫以上には、令や丞が対等の礼をする」というのは、卷一下・高帝紀下に載せる高祖五年(前二〇二)夏五月の詔を引いたものである。

(9) **注** 顔師古がいう。公家(お上)の車に乗ることができるといふことである。

補注 沈欽韓がいう。公乗は、『墨子』号令篇に見える(以上、『漢書疏証』卷五上)。

王先謙がいう。公乗は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で二七例がある。

考証 『漢旧儀』卷下に、「国君と同車する」とある。『爵制』は、公乗が軍吏の爵の最高であり、爵が公乗を過ぎれば、子もしくは同産に貫与することができ、戦いに臨んでなくても公車に乗ることができるので公乗というと解している。

公乗の例は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で二九例がある。

(10) **注** 顔師古がいう。大夫の尊いものである。

補注 沈欽韓がいう。『商君書』境内篇に「爵五大夫は、

いずれも賜邑三百家」とある。また卷三九・曹參伝、卷四一・夏侯嬰伝、同・樊噲伝、同・傅寛伝に見える。爵が五大夫に至れば家は租税免除となる。民爵は、これに及ぶことはなかった。租税が免除されるものが多くなることを心配したためである（以上、『漢書疏証』卷五上）。
蘇輿がいう。秦の爵で、蒐譚が五大夫になったことは『呂覽』長見篇に見える（出典未詳）。

王先謙がいう。卷二四上・食貨志上に、穀物を辺境に入れさせて、四千石であれば五大夫となしたとある。卷一六・高惠高后文功臣表には全部で二例ある。また卷六二・司馬遷伝にも見える。

【考証】補注に引く沈欽韓の文は「案復者多也」とするが、沈欽韓『漢書疏証』卷五上の原文は「患復者多也」である。『漢旧儀』卷下に「（五大夫のうち）年齢・徳行の高い者を、官長・将率と為す」とある。

蘇輿は平江の人、光緒三〇年の進士。著書に『晏子春秋校本』『翼教叢編』『春秋繁露義證』がある（『清儒学案』卷一九〇）。

五大夫の例は、卷一六・高惠高后文功臣表には全部で一例ある。

(11) 注 顔師古がいう。庶長とは、隊列の長ということである。

補注 王先謙がいう。左庶長は、『史記』卷五・秦本紀

に見える。卜式・桑弘羊・徐自為は、いずれもこの爵を賜った。景帝後元年（前一四三）、中二千石と諸侯の相に爵右庶長を賜った。武帝元狩元年（前一二二）、皇太子を立て、中二千石に爵右庶長を賜った。

【考証】『爵制』は「左庶長より已上、大庶長に至るまで、すべて卿・大夫であり、すべて軍将である。将いるのはすべて庶人・更卒である。故に庶・更を名としている。大庶長は大將軍であり、左庶長・右庶長は左將軍・右將軍・偏將軍・裨將軍である」と解している。左庶長の例は、『史記』卷一五・六国年表、同卷五・秦本紀、同卷七三・白起列伝に見える。

(12) 注 顔師古がいう。更とは、更卒を主領し、その作業を管轄することをいう。更の音は、工衡の反。

補注 沈欽韓がいう。左更・中更・右更は、いずれも『史記』卷五・秦本紀に見える。宣帝が即位したとき、二千石に左更の爵を賜った。成帝の時に「吏民が義によって貧民を収容し食事を与え、その額が百万錢以上であれば、爵右更を加賜した」とある（以上、『漢書疏証』卷五上）。

【考証】「西嶋定生 一九六一」は、師古の説を、「更の字義より推測したもので望文生義というべきであろう」とする。

(13) 注 顔師古がいう。少上造・大上造のいずれも第二級の爵である上造の士を掌るということである。

〔補注〕 沈欽韓がいう。大上造は、『史記』にみえる大上造のことである。

王先謙がいう。大上造は、卷一六・高惠高后文功臣表に一例ある。

〔考証〕 「西嶋定生 一九六一」は、「上造の土のみを主る軍将があつたとは考えられないから、師古注には従い得ない」という。

『史記』には、大上造の例として、衛鞅（卷五・秦本紀、卷一五・六国年表、卷六八・商君列伝）、犀首（秦本紀、六国年表）、白起（秦本紀、六国年表、白起列伝）が見える。『史記』卷六八・商君列伝の索隱には「すなわち大上造である。秦の第十六爵の名である。今、良造というのは、あるいは、のちその名を変えたのである」という。卷一六・高惠高后文功臣表に「元寿二年（前一）八月、詔して胡害の後継者となる者に爵大上造を賜う」とある。

〔14〕〔注〕 顔師古がいう。駟馬の車に乗って、多くの車の長となることである。

〔補注〕 沈欽韓がいう。『史記』卷五・秦本紀の恵王二二年に「庶長疾が趙を攻撃した」とあり、同卷一六・六国年表はそれを樗里疾としている。本紀と列伝をあわせて考えると、恵王七年に疾が庶長となったというのは、左・右庶長にのぼったということであり、八年に右更となり、のち、この駟車庶長となったことである（以上、『漢

書疏証』卷五上）。

〔考証〕 「西嶋定生 一九六一」は、この師古注も「望文生義というべきであろう」する。「駟車庶長」の爵は、『漢旧儀』に見える。

〔15〕〔注〕 顔師古がいう。また更に尊いということである。

〔補注〕 沈欽韓がいう。大庶長は、『史記』卷五・秦本紀に見える。漢の文帝は、人民に穀物を辺境に納入させ、一万二千石で大庶長とした（以上、『漢書疏証』卷五上）。

〔考証〕 『史記』卷五・秦本紀、寧公一二年に「寧公が死ぬと、大庶長の弗忌と威墨の三父が太子を廢して、出子を立てて君とした」とある。漢の文帝の記事は、卷二四上・食貨志上の「ここにおいて文帝は鼂錯の言葉に従い、人民に穀物を辺境に納入させ、六百石であれば爵上造とし、しだいに増加して四千石に至れば五大夫とし、一万二千石で大庶長とし、それぞれ粟の多少で等級に差をつけた」ことを指す。（11）〔考証〕に引いたが、『爵制』には「大庶長は大將軍である」とする。

〔16〕〔注〕 顔師古がいう。侯号は有つても、京畿に居て、領地となる国邑がないということである。

〔補注〕 沈欽韓がいう。関内侯の例は、『戦国策』の魏策や楚策、『管子』、『墨子』にすで見えるが、これは秦の世に紛れ込んだものである（以上、『漢書疏証』卷五上）。

〔考証〕 唐の顔師古だけでなく、魏の如淳も卷三・高后紀

の注に「列侯は、関中から出て侯国にゆく。関内侯は、ただ爵位があるだけである。特例として、関内の食邑を与えられ、その租税を収入とさせた。卷八・宣帝紀にいう周徳と蘇武の食邑がこれである」とする。しかし、牧野巽によれば、この関内侯の爵称が秦の関中に起源するという解釈は誤りである。関内侯にも食邑は与えられ、それは関中だけとは限らなかった。安平（河北省）を食邑とされた鄂千秋、圉（河南省）を食邑とされた袁幹、建信（山東省）を食邑とされた婁敬などの例がある。関内侯というのは、「自己の関内すなわち自己の勢力下にある侯の意であろう」とする「牧野巽 一九三二」。

沈欽韓が引く関内侯の例は、『戦国策』魏策一に「王には、竇屢に関内侯を与えて、趙にゆかせるに越したことはありません」とある。楚策の例とするのは「黄歇が秦の昭王に説いて言った。秦と楚が一つになって韓に臨めば、韓は必ず関内の侯となるでしょう」であろうが、これは秦策四（頃襄王二〇年）の誤りである。『管子』は匡君小匡、『墨子』は号令篇である。沈欽韓は、「関内侯は、封邑がないわけではなく、ただその封爵がやや低だけである。漢の列侯は、いずれも県に封ぜられ、国に封ぜられる者はない。（侯国がなく）吏民を臣属しない者が関内侯である」という（以上、『漢書疏証』卷五上）。

従来の研究では、史料的な制約から、封邑を与えら

れたのは関内侯以上であると考えられてきたが、「二年律令」には、関内侯より公士（さらに公卒・士伍・庶人）にいたるまで、爵の高下により田地と宅地の支給が細かく規定されていた（賜律三二〇～三二三）「富谷至 二〇〇六」。

〔17〕注 顔師古がいう。その爵位が上は天子に通じるということである。

補注 沈欽韓がいう。秦の昭王は公子市を宛に、公子悝を鄧に、魏冉を陶に封建して諸侯としたが、いずれも関外のことであった。これらはその類である。呂不韋は文信侯となり、河内の洛陽一〇万户を食邑とした。

考証 『説文解字』三篇下に「徹、通也」とある。武帝以前には徹侯と呼んでいた例は、卷五・景帝紀に「二年冬十月、徹侯の国を省く」とあり、卷四八・賈誼伝に「韓信・彭越のたぐいを徹侯に列ねさせたとして、今に至るまで存続していてもよろしいのです」と見える。

〔西嶋定生 一九九七〕によれば、「列侯には封邑が与えられ、その爵位を世襲することができた。その封邑はだいたい一県を単位とし、県が封邑にされると県といわずに国といった。列侯の名はその封邑の名を冠して」よばれた。したがって、列侯の封邑の数は、通常千戸以上であった。「列侯は、その封邑で徴収される租税をその収入とし、そこには県の令もしくは長にあたる相が置か

れ、また、家丞以下の属官が配置されて、封邑の統治とその財政の管理に従事していた」とある。

また、都の長安に居住する列侯は、「就国令」により文帝二年（前一七八）から景帝後二年（前一四二）まで封邑へ赴かされた。

『史記』卷一二九・貨殖列伝によると、武帝時代のことと考えられるが、千戸の封邑を持つ列侯の年収は二〇万銭であったという。

(18) **【考証】** 李開元によれば、劉邦が蜂起してから建国するまでは、楚の爵が用いられたという「李開元 二〇〇〇」。

(19) **【補注】** 王先謙がいう。王莽が新都侯であったとき、孔休が新都相の心得であったことは、卷九九上・王莽伝上に見える。百官志五に「国ごとに相一人が置かれ、官秩はもと県であった時（の令・長）の官秩に準じた。本注に、民を治めるのは令や長のようにであり、列侯の臣下ではない。租税を列侯に納めるには、戸数による限度があった」とある。

(20) **【補注】** 王先謙がいう。これは侯の家丞である。家丞の例は、丙吉伝・韋賢伝に見える。留侯張不疑が、門大夫とともに楚の内史を殺したことは、卷一六・高惠高后文功臣表に見える。袁盎が呂祿に仕えて舎人となったことは、卷四九・袁盎伝に見える。衛將軍の舎人は百余人いたが、田仁や任安だけが用いられたことは、『史記』卷一〇四・

田仁列伝に見える。甘羅は、一二歳で文信侯の少庶子となったことは、『史記』卷七一・甘茂列伝に見える。百官志五によれば、「家丞と庶子がそれぞれ一人があった」とあり、その注に「侯の側仕えを掌り、家事を治めさせた。（列侯には）もと行人・洗馬・門大夫があり、あわせて五官があった」とある。この百官表には、行人と洗馬を載せ忘れてある。後漢では、「食邑が千戸以上であれば、家丞と庶子を置き、千戸未満ならば、家丞を置かず、また行人・洗馬・門大夫も省かれた」。

【考証】 「陳直 一九七九」によれば、『十鐘山房印拳』卷二に「有睦子」、「章符子」、「会睦男」、「康武男」、「雍睦男」の五つの家丞印がある。

三〇、諸侯王

原文

諸侯王、高帝初置（1）。金璽綬（2）、掌治其國。有太傅、輔王（3）、内史治國民、中尉掌武職、丞相統衆官、羣卿・大夫・都官如漢朝（4）。景帝中五年、令諸侯王不得復治國、天子爲置吏。改丞相曰相、省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官（5）、大夫・謁者・郎・諸官長・丞、皆損其員。武帝改漢内史爲京兆尹、中尉爲執金吾、郎中令爲光祿勳、故王國如故（6）。損其郎中令、秩千石、改太僕曰僕、秩亦千石（7）。

成帝綏和元年省内史、更令相治民、如郡太守（8）、中尉如郡都尉（9）。

訓読

諸侯王は、高帝初めて置く（1）。金璽（2）、其の国を治むるを掌る。太傅有り、王を輔け（3）、内史は国の民を治め、中尉は武職を掌り、丞相は衆官を統べ、群卿・大夫・都官は漢朝の如し（4）。景帝中五年、諸侯王をして復た国を治むるを得ざらしめ、天子、為に吏を置く。丞相を改め相と曰い、御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士の官を省き（5）、大夫・謁者・郎・諸官の長・丞は、皆な其の員を損う。武帝、漢の内史を改め京兆尹と為し、中尉を執金吾と為し、郎中令を光祿勳と為すも、故に王国は故の如し（6）。其の郎中令を損い、秩千石とし、太僕を改め僕と曰い、秩も亦千石とす（7）。成帝綏和元年、内史を省き、更めて相をして民を治めしむること、郡太守の如くし（8）、中尉は郡都尉の如くす（9）。

現代語訳

諸侯王は、高祖が初めて設置した（1）。金璽（2）であり（2）、その国を治めることを掌る。

太傅が置かれ、王を補佐し（3）、内史は国の民を治め、中尉は軍職を掌り、丞相は諸官を統率し、群卿・大夫・都官

は漢の朝廷と同様である（4）。

景帝中五年（前一四五）、諸侯王が国を治めることができないうようにさせ、皇帝はそのために王国に吏を置いた。丞相を改称して相とし、御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士の官を廃し（5）、大夫・謁者・郎と諸官の長・丞とは、いずれもその定員を減じた。武帝は、漢の中央政府の内史を京兆尹に、中尉を執金吾に、郎中令を光祿勳にそれぞれ改称したが、王国はことさらに官は元のままであった（6）。その郎中令を格下げして、官秩は千石とし、太僕は僕と改称したうえで、官秩もまた千石とした（7）。成帝綏和元年（前八）、内史を廃し、郡太守と同様、相に民を治めさせるように改め（8）、中尉は郡都尉のようにした（9）。

注釈

（1）注 顔師古がいう。蔡邕『独断』に「漢の制度では、皇子が封建されて王となるが、その実態は諸侯である。周の衰退期には、諸侯の中には王を称するものがあった。漢の天子は、皇帝を称号としたために、「王」号を「諸侯」に加え、合わせて「諸侯王」と名づけたのである」とある。

【考証】 蔡邕が述べているのは、「諸侯王」という名称が、「諸侯」であり、かつ「王」であるという両義を持つことに対する説明である。元来、「諸侯」とは「王」により封建されるもので、周代の制度としてあった。唯一の

周「王」が天下に君臨し、各地に「諸侯」を封じていたのである。しかし、戦国時代以降、周王以外の「王」が現れた結果、秦の始皇帝が新たな王朝の君主の称号として、「王」ではなく「皇帝」を用いたのは周知のことである。秦を継承した漢も「皇帝」号を用いたが、秦とは異なり広大な封地を有する「諸侯」を立てた。この「諸侯」の称号は「皇帝」に次ぐ「王」であり、「諸侯」である「王」、すなわち「諸侯王」とされたのである。

(2) **注** 如淳がいう。璽の音は戻。璽は緑のことである。緑を下地としたのである。

晋灼がいう。璽は草の名である。琅邪の平昌県で産し、艾よもぎに似ており、緑に染めることができるため、綬の名としたのである。

顔師古がいう。晋灼の説が正しい。璽の音は信であり、両字は意味が通じる。昔は印と璽とは、ほぼ同じものを指していたが、現在では尊卑の違いがある。『漢旧儀』に「諸侯王は黄金の璽、らくだの形の鈕、印文に「璽」とある。刻して「某王之璽」という」とある。

補注 兪樾がいう。このことから匈奴单于に賜った印を璽と称したのは、諸侯王に準じた扱いをしていたということが分かる。『後漢書』卷四八・徐璆伝の注に引く衛宏の言に「秦以前は金・玉・銀で方一寸の璽をつくっていた。秦以降、天子だけが璽と呼称して、玉を用い、群

臣では敢えて用いることはなかった」とあるが、その説は誤りである（以上、『湖楼筆談』卷四）。

考証 **補注**に引かれた兪樾の言には節略がある。原文では、先に徐璆伝の注が引かれた後に「思うに、この説は誤りである。百官表に「諸侯王は金璽綬」とあり、顔師古注に引く『漢旧儀』に「諸侯王は黄金の璽、橐佗鈕、文に某王之璽という」とある。そうであるならば漢の諸侯王は元来、「璽」と称することができるのである。そのため匈奴单于に賜った印も璽と称し、これを諸侯王に準じて扱ったのである」とある。『北堂書鈔』卷一三一・儀飾部下、『初学記』卷一六・器物部、『太平御覽』卷六八三・儀式部などに引かれる『漢旧儀』には「刻して「某王之璽」という」の文はみられない。

前漢において璽を使えたのは皇帝と諸侯王、そして匈奴单于だけである。匈奴单于と璽について、卷九四下・匈奴伝下に、王莽が新を建国した際、单于の「匈奴单于璽」を「新匈奴单于章」に替えたところ、匈奴側が「璽」から「章」に変更されたことに反発したことを記しているのは、「璽」と「章」の違いが明確に意識されていたことを示している。

諸侯王の璽について、「陳直 一九七九」は『封泥考略』の「河間王璽」「菑川王璽」「十鐘山房印拳」の「淮陽王璽」を挙げ、「印」と称するものとして『続封泥考略』の「東

平王印」、『臨菑封泥文字目録』の「城陽王印」を挙げ、武帝元狩四年以前は「璽」と称し、以後は「印」と称したとするが、典拠は明らかでない。

(3) **補注** **王先謙**がいう。百官志五に、成帝の時、(諸侯王の)太傅を改称し、ただ傅というのみにしたとある。

(4) **補注** **王先謙**がいう。漢初に諸王を立てたのは、項羽の立てた諸王の制を踏襲したものである。その官職は、後の傅は太傅であり、後の相は丞相であり、また御史大夫および諸卿が置かれ、いずれも官秩は二千石であり、百官はいずれも漢の朝廷のようであった。天子はただ王国に丞相を任命するだけであり、御史大夫以下はいずれも諸侯王が自ら任命したのである。

考証 王先謙の説は百官志五を節略したものである。なお、諸侯王国の諸官については「安作璋・熊鉄基 一九八四」を参照。また、王国の諸官に関わる封泥や官印などは「陳直 一九七九」や「孫慰祖 一九九三」にまとめられている。

(5) **補注** **錢大昭**がいう。卷五・景帝紀にはこのことは中三年(前一四七)にみえる(以上、『漢書弁疑』卷九)。

考証 卷五・景帝紀には「(中)三年冬十一月、諸侯の御史大夫の官を廢した」とあるが、景帝紀には中五年に「諸侯の丞相を改名し相とした」とあり、表の記載が誤っているわけではない。景帝期に相次いで諸侯王の官制が

改革されたのは、景帝三年(前一五四)の呉楚七国の乱とその鎮圧によるものである。乱以前の諸侯王は数郡を實質的に統治し、半ば独立勢力のようなものであったが、漢が七国の乱を鎮圧したことで、諸侯王に対してはるかに優位となり、王国の官制を改変することが可能となったのである。この官制改革により、諸侯王の国内での統治権は漢に奪われたことになり、集権化が進むことになった。前漢諸侯王の官制の変遷については「鎌田重雄 一九六二a」、諸侯王への抑圧については「鎌田重雄 一九六二b」を参照。

(6) **補注** **王先謙**がいう。百官志五に、「定員・補職はすべて朝廷が配置し、(諸侯王)自らが任命することができなくなった」とある。

考証 これは武帝が中央の諸官の名称を変更したにも関わらず、あえて諸侯王国の官名は変更せずに従来のままとしたということである。この処置により、官名の上でも漢と諸侯王国との差別化が明確とされたのである。「鎌田重雄 一九六二a」。

(7) **考証** 『漢旧儀』に「帝の子は王となる。王国には太傅・相・中尉それぞれ一人を置く。官秩は二千石であり、王を輔導する。僕は一人、官秩は千石である。郎中令は官秩は六百石、官を設置すること、漢の官吏のようである。郎大夫・四百石以下は自ら選任した。王国には漢は内史一

人を置いた。官秩は二千石で、郡太守・都尉の職務のよ
うに国を治め、属吏を選任した。相・中尉・傅は国政に
参与できず、王を補導するだけである。(国政に関して)
なさねばならないことがあれば、文書を送って内史に申
告する。内史が傅・相・中尉に会う際に、礼は都尉のよ
うであった。太守・相は長史を置き、中尉及び内史・令
は丞一人を置き、いずれも官秩は六百石である」とある。

この文は、表本文と異同はあるが、おおよそ武帝期か
ら元帝期にかけての諸侯王のことを述べたものである。
ここでは、諸侯王国が、呉楚七国の乱の後、事実上一郡
の規模に縮小されたことに伴い、行政官として内史の権
限が大きくなったことがうかがえる。諸侯王国の内史に
ついては「紙屋正和 一九九八」を参照。

(8)補注 銭大昭がいう。卷八一・孔光伝には「孔覇は宣帝
の時に、高密相に遷った。この時、諸侯王の相は郡守の
上にあつた」とある(以上、『漢書弁疑』卷九)。

考証 孔光伝の原文は以下の通り。「宣帝の時、太中大
夫となり、皇太子に経を授けた。次いで詹事、高密相を
歴任した。この時、諸侯王の相は郡守の上にあつた」。

(9)補注 周寿昌がいう。これは翟方進と何武の上奏に従つ
たものである。卷八六・何武伝に見える(以上、『漢書
注校補』卷一一)。

考証 翟方進と何武の上奏とは、「かつて諸侯王は裁判

や政治を行い、内史は獄事を掌り、相は綱紀を総覧して
王を補佐し、中尉は治安を掌りましたが、今では王は裁
判や政治に預かることはなく、中尉の官は廃されてその
職は内史にあわされ、郡国の守・相に委任されています。
(中略)臣らが願いますことは、相を太守のようにし、
内史は都尉のようにして、尊卑の序列を正しいものとし、
軽重のつりあいも正すことにあるのです」というもので
ある。

内史について、何武の上奏では「都尉のようにした」
とあるが、表本文では廃されたことである。(7)考証で挙げ
た『漢旧儀』の文に続けて「成帝の時、大司空何武、上
奏して内史を廃し、相は太守のように、中尉は都尉のよ
うにして職務を分けた。この後、相と中尉は権を争い、
王と互いに上奏して常に不和であつた」とあり、何武伝
の内容と異なり、内史が廃されたことになっている。

三一、監御史・刺史

原文

監御史、秦官。掌監郡(1)。漢省、丞相遣史分刺州、不
常置(2)。武帝元封五年、初置(3)部刺史、掌奉詔條察
州(4)。秩六百石、員十三人。成帝綏和元年、更名牧。秩
二千石。哀帝建平二年、復爲刺史。元壽二年、復爲牧(5)。

訓読

監御史は、秦官なり。郡を監するを掌る(1)。漢省き、丞相、史を遣わし分ちて州を刺さしめ、常には置かず(2)。武帝元封五年、初めて部刺史を置き(3)、詔条を奉じ州を察するを掌らしむ(4)。秩は六百石、員は十三人。成帝綏和元年、改めて牧と名づく。秩は二千石。哀帝建平二年、復た刺史と為す。元寿二年、復た牧と為す(5)。

現代語訳

監御史は、秦官である。郡を監察することを掌る(1)。漢は廃して、丞相が丞相史を派遣して分担して州を刺させたが、常置の官ではなかった(2)。

武帝元封五年(前一〇六)、初めて部刺史を置き(3)、詔条(六条詔書)を奉じて州を督察することを掌らせた(4)。官秩は六百石、定員は一三人である。

成帝綏和元年(前八)、牧と改名した。官秩は二千石。哀帝建平二年(前五)、ふたたび刺史とした。元寿二年(前一)、ふたたび牧とした(5)。

注釈

(1)補注 王鳴盛がいう。『三国志』卷九・魏書九・夏侯玄伝に「玄が時事問題を論じて次のように言った。秦は聖道に従うことなく、私情を以て官職を統御し、邪心を以

て下々を取り扱いました。「宰官」が職務を修めないのを懼れて、「監牧」を置いて宰官を監督させ、督監(監牧)が不正を見逃すことを畏れて、「司察」を設けて督監を糾正させたのです。宰官・監牧が重複し、監牧・司察が担当し合ったために、人々は二心を抱き、上下はそれぞれ職務の連係がとれなかったのです。漢は秦のやり方を継承し、是正することができなかったのです」とある。考えるに、「宰官」とは県令のこと、「監牧」とは郡守のこと、「司察」とは監郡御史のことである。監が守の上にいる点は、漢の部刺史に似ているが、しかし郡ごとに監がある点は、部刺史とは異なっている。おそらく秦は、封建制を変えて郡県制としたため、郡守の権力が強大であるのを恐れ、それゆえ郡ごとに一監・一守・一尉だけを置いて、それより上位にはほかに統治する者を設けなかったのである(以上、『十七史商榷』卷一四・漢制依秦而変)。

王先謙がいう。本紀に「秦の泗水郡監の平なるもの」があり、卷三九・曹參伝に「(曹參が)秦の監公の軍を攻めた」とあり、卷六四上・嚴助伝に「秦が百越を攻撃した際に、監の禄なるものに運河を掘って通路を開かせた」とあるのは、いずれも監御史のことである。卷九五・南粵伝に「(漢の)桂林監の居翁なるもの」とあるのも、やはり郡監のことである。漢は秦の制度に因つ

て郡監を設けたのである。また郡長とも称したことが、
卷四一・灌嬰伝に見える。

〔考証〕 卷三九・曹參伝の注で晋灼は「秦は一つの郡に守・尉・監の三人を置いた」としており、これは守Ⅱ行政、尉Ⅱ軍事、監Ⅱ監察というように職務を分担したものである。

王先謙の所説は、ほぼ王鳴盛『十七史商榷』卷一四・漢制依秦而変の所説を踏襲したものである。

「秦の泗水郡監の平」は、『史記』・『漢書』の本紀および荀悦『前漢紀』には見えず、卷四一・夏侯嬰伝および『史記』卷九五・夏侯嬰伝に見える。また郡長について、〔補注〕では郡監の別称だとするが、灌嬰伝の注で顔師古は「郡守のようなもの」とする。

(2)〔補注〕 王先謙がいう。百官志五に「ただ丞相史を派遣して、分担して諸州を刺たさせただけで、専任の官は無かった」とある。

〔考証〕 丞相史は丞相の属官で、本文に「常置の官ではなかった」とあり、〔補注〕に「専任の官は無かった」とあるのは、通常は丞相府に勤務する丞相史が、臨時に郡を監察するために地方に派遣されたということである。『漢旧儀』卷上には「漢の初めに相国史を置いた。官秩は五百石。後に廢して、丞相史に併せた」とある。

〔紙屋正和 一九七四〕は、前漢初期に郡国監察のた

めに派遣されたのは御史であり、文帝時代からは御史を補助する形で丞相史の派遣が始まったとする。御史については「百官公卿表詁注(二) 二〇一二」四、「御史大夫」の(7)〔考証〕を参照。

(3)〔補注〕 王鳴盛がいう。刺史が管轄するのは一つの州で、州の中に郡国の数は非常に多い。郡守・国相の二千石は、いずれもその管轄下にあり、弾劾することができるが、(刺史の)官秩はわずかに六百石にすぎない。治績が格段に優れていれば、そこで初めて郡守・国相に拔擢されるのである。例えば卷七四・魏相伝には「魏相は揚州刺史となり、郡国の守相を取り調べて、降格・罷免させた者が多かった」とある。

卷八六・何武伝に「何武が刺史となると、弾劾しようとする二千石の官や長吏には、必ず予めその内容を本人に見せた。そこで罪を認めた者は罪状を軽くして辞職させたが、否認した者には、法を厳格に適用しよう上奏して、死刑を求刑することさえあった」とある。

卷八六・王嘉伝に「司隸校尉・部刺史が権限を逸脱し大小となく弾劾し(「察過悉劾」、二千石の官はいよいよ軽んじられ、(下僚や民は)時には二千石の些細な過失を盾にして、刺史・司隸校尉に告発します。民衆は、二千石の地位の危うさを知っており、少しでも気に入らなければ離反します。郡守・国相の権威が初めから奪わ

れているからなのです」とある。

卷七五・京房伝に「京房は考功課吏の法を上奏した。ちやうどその時、部刺史たちが都に任務報告に来ていたが（彼らに諮問したところ）、施行すべきではないと答申があった。京房は、弟子で考功課吏の事に詳しい中郎の任良・姚平を推薦して、刺史に任命していただきたいと願い出た。元帝は京房を魏郡太守とし、考功の法を用いて郡を治めさせようとした。京房は（魏郡太守となつても）刺史に属さずにもう願ひでた」とある。

郡守・国相が何如に刺史を畏怖したのかを見て取るこゝとが出来よう。

卷八三・朱博伝に「冀州刺史となり、部（管区）を巡察したところ、吏民数百人が道を塞いで訴え出てきた。朱博は従事をして吏民に次のように通達させた。県の丞・尉について訴えたい者よ、刺史は黄綬を監察しない。各自で郡の役所に行くように。二千石や墨綬の長吏について訴えたい者よ、使者（刺史）が部（管区）を巡察して戻ってきた際に、（刺史の）治所に来るように」とある。（刺史による）弾劾というのは、このようなものであった。

卷六四下・王褒伝に「王褒は益州刺史となり、王褒に『中和』・『楽職』・『宣布』などの詩を作らせた。王褒に優れた才能があることを上奏した」とある。

卷九九上・王莽伝上に「王莽は公卿に、州によって「茂

材」「異等」などの名目で推挙された吏は、その多くが不適格であると上奏するようほめかした」とある。これは王莽が権勢を得ようと望んで、このように言わせたものではあるが、要するに、刺史には人材を推挙する任務があった。刺史の権威が重かつたことが分かる。

刺史の昇進・拔擢についてだが、黄覇・陳咸・張敞・王尊・馬宮は、いずれも刺史から郡太守となっている。

卷七九・馮奉世伝に「馮奉世の子の参は、涓陵寝中郎から代郡太守に超遷した」とある。中郎が地方に出て太守となることを「超遷」と言う。刺史は、低い官秩でこの職に就く者が多く、そのために京房は、中郎を刺史に任命することを求めたのである。

卷八一・孔光伝に「博士の官からの選任は、高第（最優秀）のものは尚書となり、次点のものは刺史となる」とある。そして満宣は、謁者から地方に出て冀州刺史となり（卷六四下・賈捐之伝）、張敞は太僕丞から地方に出て豫州刺史となった（卷七六・張敞伝）。いずれも朝臣（中央の官）で官秩が低い者を刺史に任命している。年度末ごとに都で任務報告を行い（卷八四・翟方進伝注）、九年たつて職務実績があげれば、はじめて郡守・国相となることができた（卷八三・朱博伝）。刺史から中央への異動は、翟方進・何武のように、せいぜい丞相司直となるだけであり、単なる丞相府の属官にすぎない（卷

八四・翟方進伝、卷八六・何武伝)。王尊は郿県令となり、益州刺史に昇進している(卷七六・王尊伝)。県令から直接、刺史になれたのは、やはり県令の官秩が低かったからである(以上、『十七史商榷』卷一四・刺史権重秩卑)。

〔考証〕〔補注〕に引用する卷八六・王嘉伝では、部刺史が権限を逸脱することが批判されているが、部刺史の監察対象は、次の(4)〔注〕にあるように「六条詔書」によって規定されており、これを逸脱することは「察過詔条」として免職の原因となった(卷七二・鮑宣伝)。

なお「紙屋正和 一九七四」では刺史設置の理由は、武帝時代に中央政府が郡国を確実に把握するためには、それまでの臨時的な御史・丞相史の派遣だけでは不十分だったためだとする。このほか刺史についての論考としては、「藤岡喜久男 一九五七」「勞榦 一九七六」「王勇華 二〇〇四」がある。

(4)〔注〕 顔師古がいう。『漢官典職儀』は次のようにいう。刺史が宣諭し、郡国を巡行し、統治の状況を監察し、有能者・無能者を昇降させ、冤罪を審理する際には、「六条詔書」によって事案を審問した。「六条詔書」に列挙されていないことは顧みない。

第一条。豪族で、所有地・住居が分を越えたもの。威勢によって弱者を踏みにじったり、多勢によって少数者を虐げたりするもの。

第二条。二千石で詔書を蔑ろにして、典制を遵守しないもの。公務に背いて私欲に走り、詔勅をなおざりにして私利を守る(「守利」)もの。民衆から不正に収奪し、税を不当に取り立てるもの。

第三条。二千石で不適切な判決を憂慮せず、殺人の風潮を助長するもの。怒りにまかせて刑罰を執行し、喜びのあまり褒賞を乱発するもの。世間を煩わせ暴威を振るい(「刻暴」)、庶民を殺傷(「剥截」)して、民衆に憎悪されるもの。山崩れや地割れが起こると、災害の前兆だと言ったりデマを流したりするもの。

第四条。二千石で部下の人事が不公平なもの。依怙鼻膺するもの。賢者を登用せず愚者を寵愛するもの。

第五条。二千石の子弟で権勢を好み、管轄下の官吏に請託をするもの。

第六条。二千「石」で公務に背いて下々と結託し、豪族におもねるもの。贈収賄を行い、法令(「正令」)を毀損するもの。

〔補注〕 王鳴盛がいう。顔師古が引いた『漢官典職儀』では、第一条だけが、豪族を監察するもので、他の五条は、すべて二千石を監察するものである。しかし様々な列伝を調べてみると、この官(刺史)に在職した者は、おおむね諸侯王国の監察を職務としている。例えば卷三八・高五王伝には、青州刺史が淄川王の劉終古の罪を上奏した

とあり、卷四七・文三王伝には、冀州刺史の林という者が代王の劉年の罪を上奏したとあり、卷六三・武五子伝には、青州刺史の雋不疑が斉孝王の孫劉沢らの反乱計画を知り、沢を捕縛して報告したとある（卷七一・雋不疑伝にも見える）。また（同じく武五子伝には）、昌邑王の劉賀が海昏侯に封じられたところ、楊州刺史の柯という者がその罪を上奏したとある。卷七六・張敞伝に「冀州刺史に任じられ、部（管区）に赴任すると、広川王国の輩は不道で、賊が起こっても逮捕しなかった。張敞は王宮を包囲し、搜索して賊を発見すると、捕縛して断首し、（その首を）王宮の門外に掲げた。そして広川王を弾劾し、その封戸を削減した」とある。思うに、賈誼が文帝時代、すでに諸侯王国の統制の難しさに配慮し、呉楚七国の乱以後、（諸侯王国への）抑圧をますます厳しくした。部刺史は一つ州を統括したので、諸侯王国抑圧を主要な任務としたのである。『後漢書』卷二九・鄧曄伝には、曄の子の寿が「冀州刺史となった。当時冀州の属郡には諸侯王を封建することが多く、その賓客は放埒であった。鄧寿はこれを取り調べるのに当たって、容赦することが無かった。さらには部（管区）の従事を各王国内に常駐させ、また督郵の官舎を各王宮の外に移転して、（王宮内の）動静や失点は、即座に駟伝によって報告させ、諸侯王らの罪を上奏し、王傅・国相を弾劾した」とある。

袁宏『後漢紀』永寧元年（一二〇）に「楽城王の劉棻は、度を過ぎて驕慢で荒淫であった。冀州刺史は棻の罪が不道であると上奏した」とある。したがって、刺史が諸侯王国の監察を職務とするのは、後漢においてもなお同様だったのである（以上、『十七史商榷』卷一四・刺史察藩国）。

兪樾がいう。漢は天下を分けて一三部としたので、部刺史という官名があるのである。いわゆる「部」とは、唐代に「道」と言い、宋代に「路」と言い、元代に「行省」と言うようなものである（以上、『湖樓筆談』卷四）。

王先謙がいう。百官志五の劉昭注には六条を引き、「守利」を「守吏」とし、「刻暴」を「苛暴」とし、「剥截」を「剥戮」とし、「正令」を「政令」とし、「二千」の下に、「石」字が有る。いずれも正しい。官本は「二千」の下に、「石」字がある。

(5) 補注 周壽昌がいう。卷六六・陳万年伝に、子の陳咸が「御史中丞となつて、州郡の奏事を統括し、諸刺史の勤務評定をした」とある。卷八三・薛宣伝には、成帝時代初期に「御史中丞となり、殿中では法を執行し、外部に對しては部刺史を統括した」とある。これは、その当時、監御史は廃止されていたとはいえ、州を監察する制は、依然として御史中丞に集中していたのである。卷七六・韓延寿伝に「（御史大夫）蕭望之が御史を派遣して東郡

を取り調べさせた」とあるのも、監御史の類である。卷八三・朱博伝に「朱博は次のように上奏した。前に丞相翟方進は、刺史を罷め、改めて州牧を置き、秩は真二千石とし、九卿に次ぐ地位といたく存じますと上奏しました。(その上奏が裁可された結果、今では)九卿に欠員

が生じれば、(州牧の)優秀なものを後任としますが、(州牧でも)中程度の人材であれば、保身をはかるばかりで、恐らくは治績は衰え、犯罪を取り締まることはできないでしょう。どうか州牧を廢して、以前のように刺史を設置して頂きたいと存じますと。(この朱博の上奏は)裁可された」とある。これが、成帝期・哀帝期における、州牧と刺史とが交互に設置された経緯である。(本文に)「元寿二年、ふたたび牧とした」とあるのは、あるいは卷一一・哀帝紀・元寿二年に「三公の官(の制度)を是正して職務を分担させた」、「司直等の職務も是正しようとしたが、決定しないうちに、哀帝は崩御した」とあるのに当たるのであるか。百官志には元寿の事は記していない(以上、『漢書注校補』卷一一)。

王先謙がいう。百官志五に「建武一八年(四二)、再び刺史とした。一二人がそれぞれ一州を掌り、他の一州は司隸校尉に属す。諸州は毎年八月に管轄下の郡国を巡行し、囚人の再審理を行い、(官僚の)勤務評定を行う。

当初は年度が終わると都に出頭して報告をしたが、後漢

では上計吏によって(報告が)行われるだけとなった。(刺史には属官として)いずれも従事史・仮佐がいる」とある。
[考証] 周寿昌の『漢書注校補』卷一一の原典には、冒頭の卷六六・陳万年伝の例は見えない。

[補注]の周寿昌説に見える「御史中丞」については、「百官公卿表訳注(二) 二〇一一」四、「御史大夫」参照。

〈参考文献〉

安作璋・熊鉄基 一九八四 『秦漢官制史稿』、齊魯書社

王勇華 二〇〇四 『秦漢における監察制度の研究』、朋友書店

鎌田重雄 一九六二 『秦漢政治制度の研究』、日本學術振興会

a 「王国の官制」

b 「漢朝の王国抑損策」

紙屋正和 一九七四 「漢代刺史の設置について」、『東洋史研究』三三—二

研究」三三—二

紙屋正和 一九九八 「前漢諸侯王国の官制—内史を中心にして—」、『九州大学東洋史論集』三

て—」、『九州大学東洋史論集』三

甘肅省文物考古研究所 一九九〇 (甘肅省文物考古研究所・

甘肅省博物館文化部古文獻研究室・中国社会科学院歴史

研究所編) 『居延新簡—甲渠侯官与第四燧(秦漢魏晋出

土文獻)』、文物出版社

栗原朋信 一九四〇、一九四一 「両漢時代の官民爵に就い

- て、『史観』二二・二三合併号、二六・二七合併号
 桜井芳朗 一九三九 「漢の武功爵に就いて」、『東洋学報』
 二六卷二号
- 謝桂華 一九八七 (謝桂華・李均明・朱国焯) 『居延漢簡合
 校 (秦漢魏晋出土文獻)』上・下冊、文物出版社
- 朱漢民・陳松長 二〇一一 『岳麓書院藏秦簡 (弍)』、上海
 辭書出版社
- 睡虎地秦墓竹簡整理小組 一九九〇 『睡虎地秦墓竹簡』、文
 物出版社
- 孫慰祖 一九九三 『兩漢官印匯考』、大業公司・上海書畫出
 版社連合出版
- 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 二〇〇一 『張家山漢墓
 竹簡』、文物出版社
- 陳直 一九七九 『漢書新証』(第五次校補版)、天津人民出
 版社
- 富谷至 二〇〇六 (富谷至編) 『江陵張家山二四七号墓出土
 漢律令の研究』、朋友書店
- 西嶋定生 一九六一 『中国古代帝国の形成と構造』、東京大
 学出版会
- 西嶋定生 一九九七 『秦漢帝国』、講談社学術文庫
- 百官公卿表訳注(一) 二〇一一 『漢書』百官公卿表訳注
 稿(一)、『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)
 一一号
- 百官公卿表訳注(二) 二〇一一 『漢書』百官公卿表訳注
 稿(二)、『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)
 一三号
- 百官公卿表訳注(三) 二〇一一 『漢書』百官公卿表訳注
 稿(三)、『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)
 一四号
- 百官公卿表訳注(四) 二〇一二 『漢書』百官公卿表訳注
 稿(四)、『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)
 一五号
- 百官公卿表訳注(五) 二〇一二 『漢書』百官公卿表訳注
 稿(五)、『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)
 一六号
- 百官公卿表訳注(六) 二〇一二 『漢書』百官公卿表訳注
 稿(六)、『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)
 一七号
- 百官公卿表訳注(七) 二〇一三 『漢書』百官公卿表訳注
 稿(七)、『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)
 一八号
- 藤岡喜久男 一九五七 「前漢の監察制度に関する一考察―
 特に刺史と郡県制度との関聯について―」、『史学雑誌』
 六六―八
- 牧野巽 一九七三 「兩漢の封建相統法」、『中国家族研究』
 (上)、お茶の水書房

- 守屋美都雄 一九六八 「漢代爵制の源流として見たる商鞅
爵制の研究」、『中国古代の家族と国家』（東洋史研究叢
刊之十九）、京都大学文学部内東洋史研究会
- 李開元 二〇〇〇 『漢帝国の成立と劉邦集団―軍功受益階
層の研究』、汲古書院
- 勞榦 一九七六 「兩漢刺史制度考」、『勞榦學術論文集甲編』
上、芸文印書館